

公 示 送 達 書

下記の者については、住所等が不明であり以下の書類が送達できないため、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達をします。この書類は町長が保管し、送達を受けるべき者の住所が判明次第いつでも交付します。

那須町告示第154号
令和8年7月2日

栃木県那須郡那須町長
平山 幸宏

納期限変更通知書にかかる公示送達について

記

1 株式会社 ランドバンクサービス

(9562907)